

(別紙1)

住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いに関する解説

(1) 要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合

例外1

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として次表に定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度、20万円まで支給可能(以下「3段階リセットの例外」という。)

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護 旧要支援

- したがって、要支援1から要介護2となった場合、要介護等状態区分は3段階上がるものの、「介護の必要の程度」の段階は2段階しか上がっておらず、3段階リセットの例外は適用されない。
- 「介護の必要の程度」の段階は3段階以上上がっても自動的に3段階リセットの例外が適用されるのではなく、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されない。
- 3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となり、支給限度額管理もリセット後のみで行われる。
- 3段階リセットの例外は一の被保険者につき1回しか適用されない。
- ただし転居した場合(例外2参照)は、転居後の住宅改修に着目し3段階リセットの例外が適用される。

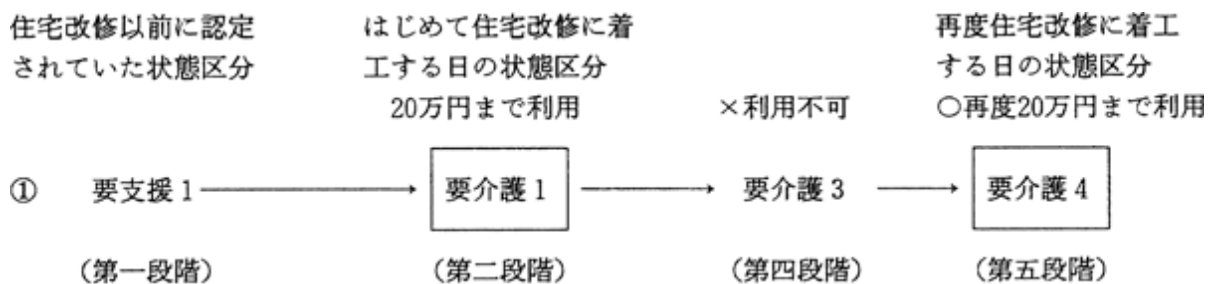
初めて住宅改修に着工した日の要介護等状態区分を基準として、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合(次の14通り)は再度20万円まで住宅改修費が支給可能となる。

- | | |
|--------|--------|
| 旧要支援 | → 要介護3 |
| | → 要介護4 |
| | → 要介護5 |
| 要支援1 | → 要介護3 |
| | → 要介護4 |
| | → 要介護5 |
| 要支援2 | → 要介護4 |
| | → 要介護5 |
| 経過的要介護 | → 要介護3 |
| | → 要介護4 |
| | → 要介護5 |

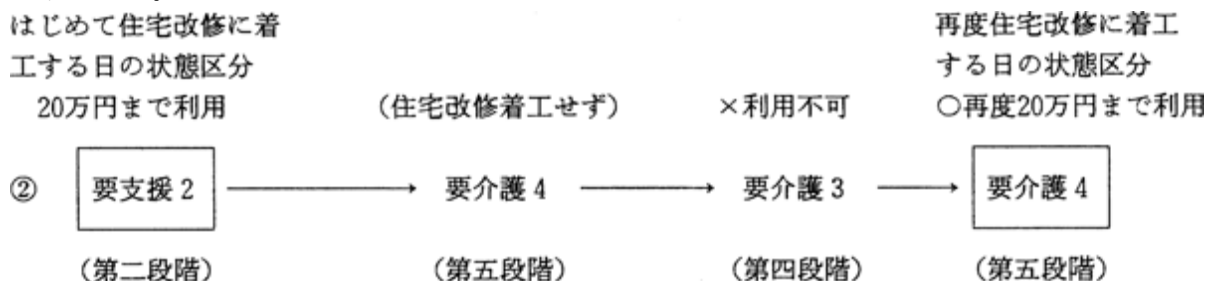
- 要介護 1 → 要介護 4
- 要介護 5
- 要介護 2 → 要介護 5

ただし、この3段階以上というのは、着工日の要介護等状態区分を比較するものであり、その他の要介護等状態区分の履歴は関係ないことに留意されたい。

したがって、①初めて認定された要介護等状態区分、例えば、要支援1と認定されたもののその時点では住宅改修を行わず、要介護1となってから初めて住宅改修を行った場合は、要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に再度20万円まで支給が可能となる。



一方、②要支援2のときに初めて住宅改修に着工し、その後要介護4の認定を受けたもののこの時点では再度の住宅改修を行わず、後に要介護3と変更された場合には、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上という要件を満たしていないため3段階リセットの例外は適用されない。この場合、再び要介護4又は要介護5の認定がなされれば、再度20万円まで支給が可能となる。

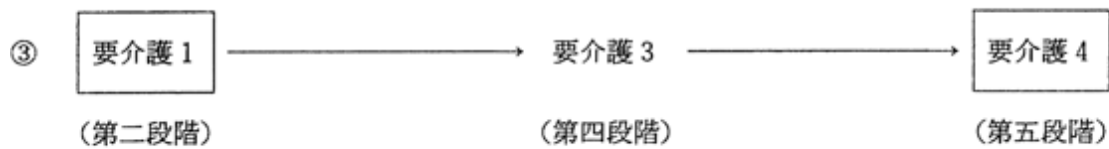


さらに、③要介護1の時に初めて住宅改修に着工し10万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護3の時点でも10万円の住宅改修費の支給を受けた場合であっても、要介護4となった場合、初めて住宅改修を行った要介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階上がっているため、再度20万円までの支給が可能となるが、逆に④要介護3の時に初めて住宅改修に着工し10万円の住宅改修費の支給を受け、その後要介護1の時点で10万円の住宅改修費の支給を受けた場合は、初めて住宅改修を行った要介護3が基準となるので、要介護4となった場合でも再度の住宅改修費の支給はできないこととなる。

はじめて住宅改修に
工する日の状態区分
10万円まで利用

追加の住宅改修
残りの10万円を利用

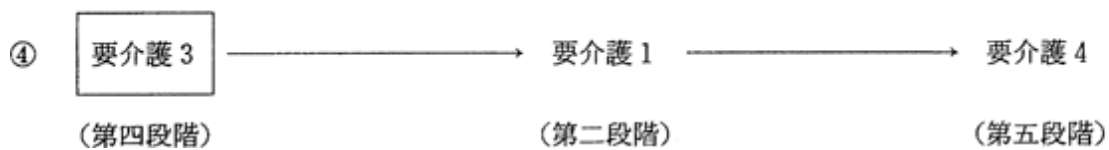
再度住宅改修に
工する日の状態区分
○再度20万円まで利用



はじめて住宅改修に
工する日の状態区分
10万円まで利用

追加の住宅改修
残りの10万円を利用

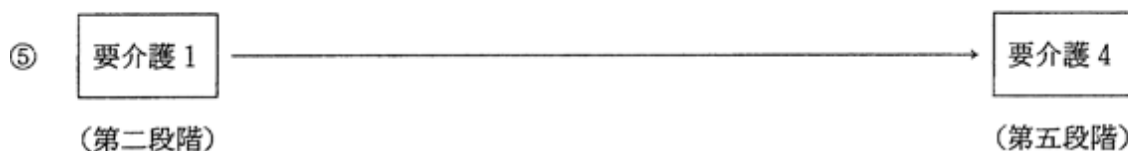
×利用不可



また、以前の住宅改修で 20 万円まで支給を受けておらず支給可能残額があっても、支給可能残額はリセットされ、再度の住宅改修の支給限度額は 20 万円となる。したがって、⑤要介護1の時に 12 万円の支給を受け、その後要介護4で住宅改修を行った場合は、支給可能残額の8万円はリセットされることとなり、20万円が支給限度額となる。

はじめて住宅改修に
工する日の状態区分
12万円まで利用

再度住宅改修に
工する日の状態区分
20万円まで利用可能
(これまでの支給可能残額8万円はリセット)

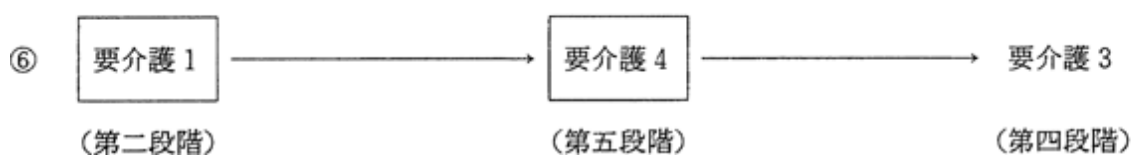


ひとたび3段階リセットの例外が適用されると、その後の要介護等状態区分の変化にかかわらずリセット後で支給限度額管理がなされる。⑥要介護1の時に 12 万円の住宅改修を行い、その後要介護4で 15 万円の再度の住宅改修を行った場合、さらにその後要介護3となっても支給限度額管理はリセット後で行われるため5万円までの住宅改修費の支給が可能となる。なお、要介護1のときの支給可能残額8万円はすでにリセットされており、復活することはない。

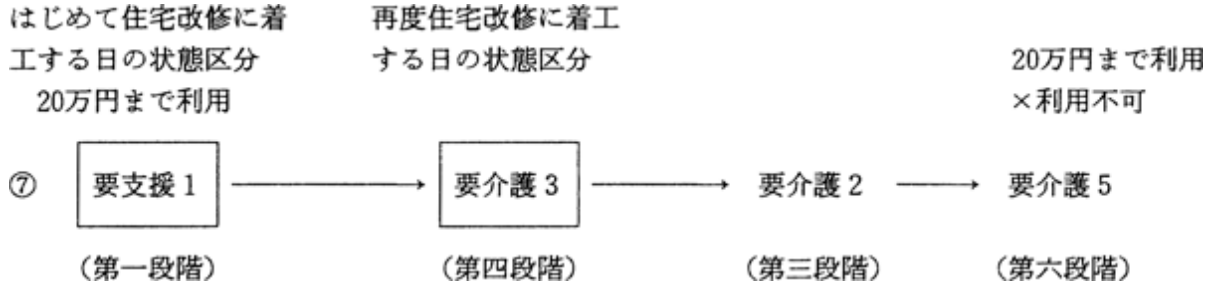
はじめて住宅改修に
工する日の状態区分
12万円まで利用

再度住宅改修に
工する日の状態区分
15万円まで利用
(これまでの支給可能残額8万円はリセット)

5万円まで利用可能



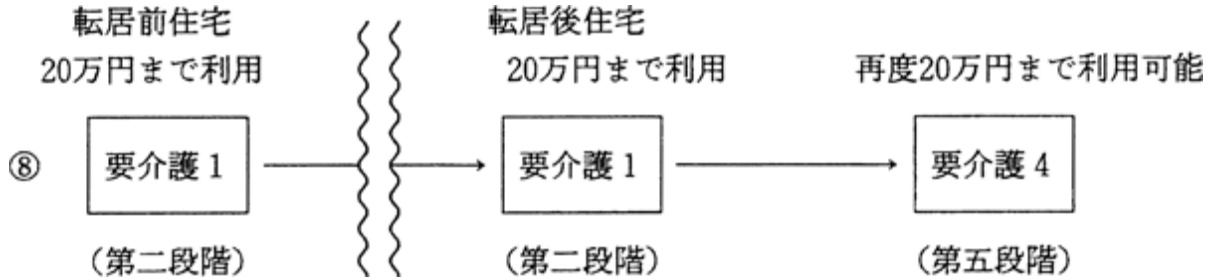
3段階リセットの例外は、一の被保険者につき1回限りであり、⑦再び「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がっても適用されない。



(2) 転居した場合

- 例外2
- ・ 転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能（以下「転居リセットの例外」という。）
 - ・ 3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用（転居リセットの例外が優先）
 - ・ 転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活

転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況のいかんにかかわらず、転居後の住宅について20万円まで住宅改修費の支給が可能となる。また、⑧3段階リセットの例外も転居後の住居について初めて住宅改修に着工する日の要介護等状態区分を基準とする。



さらに、⑨転居前の住宅に再び戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとして取り扱うこととなり、したがって、3段階リセットの例外で基準となる要介護等状態区分も過去のものが適用されることとなる。

